

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年7月26日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区難波5丁目1番5号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 高島屋 代表取締役 村田 善郎			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	156 台	0 台	1 台	151 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	207 台	3 台	3 台	187 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	1.9	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	9.7	キログラム	8.65	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・点検業者と契約し、簡易点検項目に沿った点検を委託実施している。 ・一部製氷機、ウォータークーラー等は設備管理委託業者にて簡易点検を実施			
	廃棄時	・当該機器の業務担当者が、府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロンの回収を依頼をするよう、緊急連絡先一覧で共有をしている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・上記と同様、点検委託先にて運転時の庫内及び吹き出し温度の確認及び異音等が無いかを確認。提出された点検表を管理担当者にて確認 ・大型チャンバーについては温度上昇等の際に警報が設備管理事務所へ発報する様に管理体制を構築。			
	廃棄時	・充填回収業者から破壊証明証が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収されたフロンが適切に処理されている事を確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際には、地球温暖化係数が低いトップランナー機器の導入を検討する				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。